

		原規約	新規約 (2026/7/1版)
Airペイ iD決済システムの取扱いに関する特約			
2	-	第2条(定義)	第2条(定義)
2	8	「提携組織」とは、MUN及びMUNがiD決済システムの運用に関連して加盟又は提携する組織(株式会社NTTドコモを含む。)の総称をいう。	「提携組織」とは、MUN及びMUNがiD決済システムの運用に関連して加盟又は提携する組織(株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループを含む。)の総称をいう。
QR決済に関する特約			
2	-	第2条(定義)	第2条(定義)
2	1	株式会社NTTドコモが提供する決済手段であって「d払い(バーコード決済)」と称して提供する品目	株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ(以下、「ドコモFG」といいます。)が、株式会社NTTドコモ(以下、「ドコモ」といいます。)と提携の上で提供する決済手段であって「d払い(バーコード決済)」と称して提供する品目
第3章 d払い(バーコード決済)			
20	-	第20条(用語の定義)	第20条(用語の定義)
20	1	「d払い(バーコード決済)」とは、顧客がドコモの提供する専用アプリをインストールした端末でバーコードを利用し、利用者と顧客との間の取引の代金の支払いを、第2号の「支払方法」に規定する支払い方法から選択して行う決済サービスをいいます。本章においては、以下単に「d払い」と表記します。	「d払い(バーコード決済)」とは、顧客がドコモFGの提供する専用アプリをインストールした端末でバーコードを利用し、利用者と顧客との間の取引の代金の支払いを、第2号の「支払方法」に規定する支払い方法から選択して行う決済サービスをいいます。本章においては、以下単に「d払い」と表記します。
20	2	「支払方法」とは、d払いの利用に際し、顧客が選択することができる、請求代金または請求代金に相当する額を支払う以下の方法(ドコモが別に定める「d払いご利用規約」に定義するものと同義とします。)をいい、その詳細はサービスガイドラインで定めるとおとします。 ・電話料金合算払いからの支払い ・dカードからの支払い ・dカード以外のクレジットカードからの支払い ・dポイント利用 ・d払い残高からの支払い/d払い残高利用	「支払方法」とは、d払いの利用に際し、顧客が選択することができる、請求代金または請求代金に相当する額を支払う以下の方法(ドコモFGが別に定める「d払いご利用規約」に定義するものと同義とします。)をいい、その詳細はサービスガイドラインで定めるとおとします。 電話料金合算払いからの支払い ・dカードからの支払い ・dカード以外のクレジットカードからの支払い ・dポイント利用 ・d払い残高からの支払い/d払い残高利用
20	3	「加盟店契約」とは、利用者がd払いの提供を受けるために、利用者とドコモとの間で締結される、本章に定める内容の契約をいいます。	「加盟店契約」とは、利用者がd払いの提供を受けるために、利用者とドコモFGとの間で締結される、本章に定める内容の契約をいいます。
20	8	「サービスセンタ」とは、ドコモが利用者に対してd払いを提供するために設置する電子計算機及び電気通信設備等をいいます。	「サービスセンタ」とは、ドコモFGが利用者に対してd払いを提供するために設置する電子計算機及び電気通信設備等をいいます。
20	9	「サービスガイドライン」とは、d払いの提供条件等についての詳細を説明するため、本章の規定の一部を構成するものとしてドコモが別に定めるものをいい、リクルート所定のウェブページ(https://www.veritrans.co.jp/tos/dbarai_kiyaku.pdf)に最新版を掲載するものとします。	「サービスガイドライン」とは、d払いの提供条件等についての詳細を説明するため、本章の規定の一部を構成するものとしてドコモFGが別に定めるものをいい、リクルート所定のウェブページ(https://www.veritrans.co.jp/tos/dbarai_kiyaku.pdf)に最新版を掲載するものとします。
20	11	「クレジットカード」とは、クレジットカード等(クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証券その他の物又は番号、記号その他の符号を含みます。)のうち、ドコモが指定するものをいいます。	「クレジットカード」とは、クレジットカード等(クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証券その他の物又は番号、記号その他の符号を含みます。)のうち、ドコモFGが指定するものをいいます。

20	12	「クレジットカード支払い」とは、ドコモが別に定める手続に従って顧客が登録したクレジットカードを、ドコモへの請求代金の支払いに利用することができる機能をいいます。	「クレジットカード支払い」とは、ドコモが別に定める手続に従って顧客が登録したクレジットカードを、 ドコモFG への請求代金の支払いに利用することができる機能をいいます。
20	13	「クレジットカード支払い加盟店契約」とは、クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する、クレジットカード会社とドコモとの間の契約をいいます。	「クレジットカード支払い加盟店契約」とは、クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する、クレジットカード会社と ドコモFG との間の契約をいいます。
20	14	「提携クレジットカード会社」とは、自己が加盟又は提携する組織（VISAインターナショナルサービスアソシエーション及びマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含み、以下本号及び次号において同じとします。）からの許諾を得て、クレジットカード利用加盟店（自己との取引の相手方に対してクレジットカードを利用した支払手段を提供する個人又は法人を指すものとします。）に関する募集、審査、認定を行い、クレジットカードの決済処理を行うクレジットカード会社のうち、ドコモとの間でクレジットカード支払い加盟店契約を締結したクレジットカード会社をいいます。	「提携クレジットカード会社」とは、自己が加盟又は提携する組織（VISAインターナショナルサービスアソシエーション及びマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含み、以下本号及び次号において同じとします。）からの許諾を得て、クレジットカード利用加盟店（自己との取引の相手方に対してクレジットカードを利用した支払手段を提供する個人又は法人を指すものとします。）に関する募集、審査、認定を行い、クレジットカードの決済処理を行うクレジットカード会社のうち、 ドコモFG との間でクレジットカード支払い加盟店契約を締結したクレジットカード会社をいいます。
20	15	「提携会社」とは、提携クレジットカード会社、提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織並びにドコモがクレジットカード支払いの機能を提供するに際し、ドコモと提携クレジットカード会社又は提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織との間で、当該クレジットカード支払いに関する決済関連データ等の必要な情報の送受信等を行う決済処理サービスを提供する法人の総称をいいます。	「提携会社」とは、提携クレジットカード会社、提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織並びに ドコモFG がクレジットカード支払いの機能を提供するに際し、ドコモと提携クレジットカード会社又は提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織との間で、当該クレジットカード支払いに関する決済関連データ等の必要な情報の送受信等を行う決済処理サービスを提供する法人の総称をいいます。
20	17	「dポイント付与（請求代金額連動）」とは、ドコモが別途通知する「d払い加盟店 料率通知書」に定める料率の手数料率に基づき算出される手数料を利用者が支払うことを条件として、ドコモが、請求代金の金額に連動してdポイントクラブ会員である顧客に対して、当該通知書に定めるポイント付与条件により、サービスガイドラインに従ってdポイントを付与する機能であって、ドコモが利用者に対して提供するものをいいます。	「dポイント付与（請求代金額連動）」とは、 ドコモFG が別途通知する「d払い加盟店 料率通知書」に定める料率の手数料率に基づき算出される手数料を利用者が支払うことを条件として、 ドコモFG が、請求代金の金額に連動してdポイントクラブ会員である顧客に対して、当該通知書に定めるポイント付与条件により、サービスガイドラインに従ってdポイントを付与する機能であって、 ドコモFG が利用者に対して提供するものをいいます。
20	18	「dポイント付与（キャンペーン）」とは、ドコモと利用者との間で別途締結する、dポイント付与（キャンペーン）に関する覚書（以下、「dポイント付与（キャンペーン）覚書」といいます。）において指定する費用（以下、「dポイント付与費用（キャンペーン）」といいます。）を利用者が支払うことを条件として、ドコモが、利用者の指定に基づいて、dポイント付与（請求代金額連動）とは別に、請求代金の金額に連動してdポイントクラブ会員である顧客に対して、サービスガイドラインに従ってdポイントを付与する機能であって、ドコモが利用者に対して提供するものをいいます。	「dポイント付与（キャンペーン）」とは、 ドコモFG 又はドコモと利用者との間で別途締結する、dポイント付与（キャンペーン）に関する覚書（以下、「dポイント付与（キャンペーン）覚書」といいます。）において指定する費用（以下、「dポイント付与費用（キャンペーン）」といいます。）を利用者が支払うことを条件として、 ドコモFG 又はドコモが、利用者の指定に基づいて、dポイント付与（請求代金額連動）とは別に、請求代金の金額に連動してdポイントクラブ会員である顧客に対して、サービスガイドラインに従ってdポイントを付与する機能であって、 ドコモFG 又はドコモが利用者に対して提供するものをいいます。
23	-	第23条（提供条件）	第23条（提供条件）
23	2	利用者は、加盟店契約に関する業務の遂行にあたっては、関連法令や監督官庁の指導等を遵守するものとし、公序良俗に違反する行為、監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける行為、又は受けるおそれのある行為をしてはならない。また、ドコモが関連法令等を遵守するために必要な場合には、ドコモの要請により、利用者は必要な協力を行うものとします。	利用者は、加盟店契約に関する業務の遂行にあたっては、関連法令や監督官庁の指導等を遵守するものとし、公序良俗に違反する行為、監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける行為、又は受けるおそれのある行為をしてはならない。また、 ドコモFG が関連法令等を遵守するために必要な場合には、 ドコモFG の要請により、利用者は必要な協力を行うものとします。
23	3	ドコモが加盟店契約に定める規定に違反している又はd払いの適切な運営のために必要であると判断し、d払いの取扱い中止や業務方法の改善等を指示した場合、利用者は、直ちにその指示に従い速やかに適切な措置を取るものとします。	ドコモFG が加盟店契約に定める規定に違反している又はd払いの適切な運営のために必要であると判断し、d払いの取扱い中止や業務方法の改善等を指示した場合、利用者は、直ちにその指示に従い速やかに適切な措置を取るものとします。

23	4	ドコモが、加盟店契約に定める規定の遵守を確認するために又はd払いの適切な運営のために、合理的に必要な範囲で、ドコモが必要と認める事項について調査への協力、報告又はデータ・文書等の提出を求めた場合には、利用者は、速やかにこれに応じるものとします。	ドコモFGが、加盟店契約に定める規定の遵守を確認するために又はd払いの適切な運営のために、合理的に必要な範囲で、ドコモが必要と認める事項について調査への協力、報告又はデータ・文書等の提出を求めた場合には、利用者は、速やかにこれに応じるものとします。
24	1	利用者は、クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する提携クレジットカード会社との間のクレジットカード支払い加盟店契約については、ドコモがその契約当事者となることを確認します。	利用者は、クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する提携クレジットカード会社との間のクレジットカード支払い加盟店契約については、ドコモFGがその契約当事者となることを確認します。
24	2	利用者は、ドコモが、クレジットカード支払いの機能を提供するにあたり、利用者がリクルートを通じてドコモに提供した情報を、提携クレジットカード会社に提供する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。	利用者は、ドコモFGが、クレジットカード支払いの機能を提供するにあたり、利用者がリクルートを通じてドコモに提供した情報を、提携クレジットカード会社に提供する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。
25	-	第25条（加盟店契約の解約）	第25条（加盟店契約の解約）
25	1	利用者は、ドコモに対して加盟店契約の解約を希望する日の90日前までにドコモ所定の解約申込書をリクルートを通じてドコモに提出することにより加盟店契約を解約できるものとします。	利用者は、ドコモFGに対して加盟店契約の解約を希望する日の90日前までにドコモFG所定の解約申込書をリクルートを通じてドコモFGに提出することにより加盟店契約を解約できるものとします。
25	2	ドコモは、加盟店契約の解約を希望する日の90日前までにドコモ所定の解約通知書をリクルートに対して送付することにより加盟店契約を解約できるものとします。	ドコモFGは、加盟店契約の解約を希望する日の90日前までにドコモ所定の解約通知書をリクルートに対して送付することにより加盟店契約を解約できるものとします。
25	3	前二項に基づき加盟店契約が解約された場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する期日までに履行するものとします。	前二項に基づき加盟店契約が解約された場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモFGに対する債務をドコモFGが指定する期日までに履行するものとします。
26	-	第26条（ドコモが行う加盟店契約の解除）	第26条（ドコモが行う加盟店契約の解除）
26	1	ドコモは、利用者が加盟店契約に違反した場合、又は第29条（d払いの停止）第1項各号の規定によりd払いの提供が停止された場合において、10日程度の相当期間を定めてリクルートに対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されない場合、当該期間の経過をもって当然に加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。	ドコモFGは、利用者が加盟店契約に違反した場合、又は第29条（d払いの停止）第1項各号の規定によりd払いの提供が停止された場合において、10日程度の相当期間を定めてリクルートに対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されない場合、当該期間の経過をもって当然に加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
26	2	ドコモは、利用者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちに加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。	ドコモFGは、利用者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちに加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
26	2	商品等について、苦情が多発したとき	(3)商品等又は加盟店について、問い合わせ、苦情、紛議その他の紛争等、又は第42条に基づく立替払等の解除が多発したとき（同種の加盟店における発生状況と比べて著しく多い場合又は短期間に著しく増加した場合を含みます。）。
26	2	(4)商品等について国、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関又はそれに準ずる機関からドコモに解約、変更その他の要請があったとき	(4)商品等について国、地方自治体、消費生活センター、教育委員会、学校等公共機関又はそれに準ずる機関からドコモFGに解約、変更その他の要請があったとき
26	2	(5)ドコモへの届出内容が事実と反しており、当該届出が意図的に行われたことが判明したとき	(5)ドコモFGへの届出内容が事実と反しており、当該届出が意図的に行われたことが判明したとき
26	2	(6)社会通念上不適当と認められる態様においてd払いを利用しているとドコモが判断したとき	(6)社会通念上不適当と認められる態様においてd払いを利用しているとドコモFGが判断したとき
26	2	(9)利用者の営業又は業態が公序良俗に反するとドコモが判断したとき	(9)利用者の営業又は業態が公序良俗に反するとドコモFGが判断したとき
26	2	(10)ドコモに重大な危害又は損害を及ぼしたとき	(10)ドコモFGに重大な危害又は損害を及ぼしたとき
26	2	(11)その他d払いの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき	(11)加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき又はドコモFGが判断したとき又は実質的な休業や店舗閉鎖等により利用者に対し商品等の提供を適切に行う状態にないとドコモFGが判断したとき。
26	2		(12)加盟店の届出住所その他ドコモFGに届け出た連絡先に対しドコモFGが相当期間にわたり連絡を試みたにもかかわらず、当該加盟店と連絡を取ることができないとき。
26	2		(13)その他d払いの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき

26	3	第1項又は前項の規定に従い加盟店契約が解除された場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する期日までに履行するものとします。	前項第8号に該当する場合には何らの通知又は催告を要せず当然に、また、第1項に定める場合又は前項各号（第8号を除きます。）のいずれかに該当する場合にはドコモFGからの請求によって、加盟店は、加盟店契約に基づき生じたドコモFGに対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を履行するものとします。
26	4		第1項、第2項又は第39条第1項1号の規定に従い加盟店契約が解除された場合には何らの通知又は催告を要せず当然に、加盟店は、加盟店契約に基づき生じたドコモFGに対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を履行するものとします。
26	5		第2項各号のいずれかの事由が発生し、又は発生した疑いがある場合、ドコモFGは、本契約を解除するか否かにかかわらず、何らの通知又は催告を要せず、加盟店契約に基づき生じた加盟店に対する債務（当該事由の発生前後を問いません。）の全部又は一部の支払を留保することができるものとします。
27	-	第27条（d払い（バーコード決済）包括加盟店契約の終了に伴う加盟店契約の終了）	第27条（d払い（バーコード決済）包括加盟店契約の終了に伴う加盟店契約の終了）
27	1	d払い（バーコード決済）包括加盟店契約が終了した場合（解約、解除による場合を含みます。）は、加盟店契約も同時に終了するものとします。また、この場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する日までに履行するものとします。	d払い（バーコード決済）包括加盟店契約が終了した場合（解約、解除による場合を含みます。）は、加盟店契約も同時に終了するものとします。また、この場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモFGに対する債務をドコモFGが指定する日までに履行するものとします。
28	-	第28条（提供中止）	
28	1	ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合にはd払いの全部又は一部の提供を中止することがあります。	ドコモFGは、次の各号のいずれかに該当する場合にはd払いの全部又は一部の提供を中止することがあります。
28	1	(3)電気通信サービスの停止により、d払いの提供を行うことが困難になったとき	(3)電気通信サービス等の停止により、d払いの提供を行うことが困難になったとき
28	1	(5)その他ドコモがd払いの全部又は一部を中止することが望ましいと判断したとき	(5)その他ドコモFGがd払いの全部又は一部を中止することが望ましいと判断したとき
28	2	ドコモは、前項に基づきd払いの提供を中止されたことにより利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。	ドコモFGは、前項に基づきd払いの提供を中止されたことにより利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
28	3	ドコモは、第1項の規定によりd払いの全部又は一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法でリクルートを通じて利用者へ通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。	ドコモFGは、第1項の規定によりd払いの全部又は一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨をドコモFGが適当と判断する方法でリクルートを通じて利用者へ通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
29	-	第29条（d払いの停止）	第29条（d払いの停止）
29	1	ドコモは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合はd払いの全部又は一部の提供を停止することがあります。	ドコモFGは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合はd払いの全部又は一部の提供を停止することがあります。
29	1	第26条（ドコモが行う加盟店契約の解除）第2項各号のいずれかに該当したとき	第26条（ドコモFGが行う加盟店契約の解除）第2項各号のいずれかに該当したとき
29	1	商品等についてドコモが不適当と判断したとき	商品等についてドコモFGが不適当と判断したとき
29	1	その他ドコモの業務の遂行上支障があるとドコモが認めたとき	その他ドコモFGの業務の遂行上支障があるとドコモFGが認めたとき
29	2	ドコモは、前項の規定にかかわらず、利用者に対し、前項の措置に替えて又は前項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、ドコモが前項の措置を取ることを又は第26条（ドコモが行う加盟店契約の解除）に基づきドコモが加盟店契約を解除することを妨げるものではないものとします。	ドコモFGは、前項の規定にかかわらず、利用者に対し、前項の措置に替えて又は前項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、ドコモFGが前項の措置を取ることを又は第26条（ドコモFGが行う加盟店契約の解除）に基づきドコモFGが加盟店契約を解除することを妨げるものではないものとします。
29	3	ドコモは、第1項に基づきd払いの提供を停止されたことにより利用者、顧客又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。	ドコモFGは、第1項に基づきd払いの提供を停止されたことにより利用者、顧客又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

29	4	ドコモは、第1項の規定によりd払いの全部又は一部の提供を停止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法でリクルートを通じて利用者へ通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。	ドコモEFGは、第1項の規定によりd払いの全部又は一部の提供を停止する場合は、あらかじめその旨をドコモEFGが適当と判断する方法でリクルートを通じて利用者へ通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
30	-	第30条（サービスの廃止）	第30条（サービスの廃止）
30	1	ドコモは、都合により、d払いの全部又は一部を廃止することができるものとします。なお、d払いの全部が廃止された場合は、加盟店契約は終了するものとします。	ドコモEFGは、都合により、d払いの全部又は一部を廃止することができるものとします。なお、d払いの全部が廃止された場合は、加盟店契約は終了するものとします。
30	2	ドコモは、前項に基づきd払いを廃止されたことにより利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。	ドコモEFGは、前項に基づきd払いを廃止されたことにより利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
30	3	ドコモは、第1項の規定により、d払いの全部又は一部を廃止するときは、リクルートを通じて利用者に対し廃止する60日前までに書面によりその旨を通知します。	ドコモEFGは、第1項の規定により、d払いの全部又は一部を廃止する場合は、リクルートを通じて利用者に対し廃止する60日前までに書面によりその旨を通知します。
31	-	第31条（商品等の保証）	第31条（商品等の保証）
31	1	利用者は、商品等についてサービスガイドラインの全てを遵守していることをドコモに対して保証するものとします。	利用者は、商品等についてサービスガイドラインの全てを遵守していることをドコモEFGに対して保証するものとします。
31	2	ドコモは、商品等について一切の責任を負わないものとします。	ドコモEFGは、商品等について一切の責任を負わないものとします。
31	3	利用者は、売買契約等の債務不履行、商品等の瑕疵、第三者の権利侵害その他の理由により、ドコモと顧客その他の第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用及び責任においてこれを解決するものとします。	利用者は、売買契約等の債務不履行、商品等の瑕疵、第三者の権利侵害その他の理由により、ドコモEFGと顧客その他の第三者との間で紛争等が生じた場合は、自らの費用及び責任においてこれを解決するものとします。
31	4	前項の規定にかかわらず、ドコモは自ら顧客その他の第三者との前項の紛争を解決することができるものとし、第5項の規定により、利用者によるその一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を請求することができるものとします。	前各項の規定にかかわらず、ドコモEFGは自ら顧客その他の第三者との前項の紛争等を解決することができるものとし、第5項の規定により、利用者によるその一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を請求することができるものとします。
31	5	ドコモが顧客その他の第三者との第3項の紛争により損害を被った場合は、利用者はその一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとします。	ドコモEFGが顧客その他の第三者との第3項の紛争等により損害を被った場合は、利用者はその一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとします。
32	-	第32条（事前承認の義務）	第32条（事前承認の義務）
32	1	リクルートは、顧客から利用者に対してd払いの利用の申込みがあった場合、ドコモに対して、利用者によって事前の承認を求めるものとし、その承認を得るものとします。	リクルートは、顧客から利用者に対してd払いの利用の申込みがあった場合、ドコモEFGに対して、利用者によって事前の承認を求めるものとし、その承認を得るものとします。
32	2	前項のドコモの承認は、当該d払いの顧客が売買契約等を締結する能力及び権限を有すること等を保証するものではありません。	前項のドコモEFGの承認は、当該d払いの顧客が売買契約等を締結する能力及び権限を有すること等を保証するものではありません。
33	-	第33条（顧客との売買契約等の締結）	第33条（顧客との売買契約等の締結）
33	1	売買契約等の締結は、利用者と顧客との間で行うものとして、ドコモ及びリクルートは一切関与しないものとします。	売買契約等の締結は、利用者と顧客との間で行うものとして、ドコモEFG及びリクルートは一切関与しないものとします。
33	3	(1) 売買契約等の請求代金の金額がドコモの別に定める基準を満たしていること	(1) 売買契約等の請求代金の金額がドコモEFGの別に定める基準を満たしていること
33	4	(3) ドコモに対する金銭債務について、2ヶ月連続期日内に収納していることをドコモが確認できていること	(3) ドコモEFGに対する金銭債務について、2ヶ月連続期日内に収納していることをドコモEFGが確認できていること
34	-	第34条（広告方法、内容等）	第34条（広告方法、内容等）
34	1	利用者は、商品等の販売又は提供にかかる請求代金の決済にd払いが利用できる旨の広告（オンラインによる広告も含みます。）を行う場合、次の各号の規定を遵守しなければならないものとします。	利用者は、商品等の販売又は提供にかかる請求代金の決済にd払いが利用できる旨の広告（オンラインによる広告を含みます。）を行う場合、次の各号の規定を遵守しなければならないものとします。
34	1	(2) 虚偽、誇大な表現などにより顧客に誤認を与えるおそれのある表示をしてはならないこと。	(2) 虚偽、誇大な表現などにより顧客に誤認を与えるおそれのある表示をしてはならないこと。

34	1	(3)利用者が販売又は提供する商品等について、顧客にあたかもドコモが販売、提供又は保証しているかのような誤認その他ドコモが何らかの関連を有するとの誤認を与える表示をしないこと。	(3)利用者が販売又は提供する商品等について、顧客にあたかもドコエFGが販売、提供又は保証しているかのような誤認その他ドコエFGが何らかの関連を有するとの誤認を与える表示をしないこと。
35	-	第35条（サービス名称等の利用）	第35条（サービス名称等の利用）
35	1	利用者は、d払いに係るサービス名称、ロゴ等を使用する場合、ドコモが別に定める「d払い サービス表記ガイドライン」に従うものとします。	利用者は、d払いに係るサービス名称、ロゴ等を使用する場合、ドコエFGが別に定める「d払い サービス表記ガイドライン」に従うものとします。
36	-	第36条（苦情対応）	第36条（苦情対応）
36	1	利用者は、d払いの利用及び商品等に関する苦情、問い合わせその他の紛議等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。	利用者は、d払いの利用及び商品等に関する紛争、問い合わせその他の紛議等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。
36	2	ドコモが顧客等から利用者のd払いの利用及び商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、利用者は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします	ドコエFGが顧客等から利用者のd払いの利用及び商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、利用者は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします
36	3	利用者は、前二項における苦情、問い合わせその他の紛議等の解決に際しては、顧客の利益が最大（不利益が最小）となるように解決をはかるものとします。	利用者は、前二項における苦情、問い合わせその他の紛争等の解決に際しては、顧客の利益が最大（不利益が最小）となるように解決をはかるものとします。
36	5	利用者は、ドコモが顧客等から利用者のd払いの利用及び商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、ドコモが当該問い合わせ等を行った者に対して利用者の連絡先等を知らせることに同意するものとします。	利用者は、ドコエFGが顧客等から利用者のd払いの利用及び商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、ドコエFGが当該問い合わせ等を行った者に対して利用者の連絡先等を知らせることに同意するものとします。
37	-	第37条（取引データの保持）	第37条（取引データの保持）
37	1	利用者は、d払いを利用して販売又は提供した商品等に関する売上金額等に関する資料（電子的データ、書類）を自らの費用と責任において保管するものとし、ドコモが当該資料の提出を要望した場合、すみやかにそれらを提出するものとします。	利用者は、d払いを利用して販売又は提供した商品等に関する売上金額等に関する資料（電子的データ、書類）を自らの費用と責任において保管するものとし、ドコエFGが当該資料の提出を要望した場合、すみやかにそれらを提出するものとします。
38	-	第38条（売上情報の送信）	第38条（売上情報の送信）
38	1	リクルートは、利用者に代わり、売上情報をドコモに送信するものとします。	リクルートは、利用者に代わり、売上情報をドコエFGに送信するものとします。
38	3	リクルートは、ドコモに送信した売上情報に誤りを発見した場合、ドコモに対して直ちに修正又は取消の通知をするものとします。当該通知は、サービスセンタ内のコンピューターにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。	リクルートは、ドコエFGに送信した売上情報に誤りを発見した場合、ドコエFGに対して直ちに修正又は取消の通知をするものとします。当該通知は、サービスセンタ内のコンピューターにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。
38	4	利用者は、ドコモが売上情報の全部又は一部を集計又は分析し、新サービスの展開、検討等に活用することをあらかじめ承諾するものとします。	利用者は、ドコエFGが売上情報の全部又は一部を集計又は分析し、新サービスの展開、検討等に活用することをあらかじめ承諾するものとします。
39	-	第39条（請求代金の立替払等）	第39条（請求代金の立替払等）
39	1	ドコモは、請求代金を利用者の代理人であるリクルートに対して立替払により支払うものとします（ドコモが利用者に対して支払う請求代金に係る立替金を、以下「立替金」といいます。）。支払方法がクレジットカード支払いの場合、利用者は、請求代金債権をドコモに譲渡するものとし、ドコモはこれを券面額で譲り受け、請求代金債権の譲渡代金を利用者の代理人であるリクルートに対して支払うものとします。（立替金と請求代金債権の譲渡代金を合わせて、以下、「立替金等」といいます。）	ドコエFGは、請求代金を利用者の代理人であるリクルートに対して立替払により支払うものとします（ドコエFGが利用者に対して支払う請求代金に係る立替金を、以下「立替金」といいます。）。支払方法がクレジットカード支払いの場合、利用者は、請求代金債権をドコモに譲渡するものとし、ドコエFGはこれを券面額で譲り受け、請求代金債権の譲渡代金を利用者の代理人であるリクルートに対して支払うものとします。（立替金と請求代金債権の譲渡代金を合わせて、以下、「立替金等」といいます。）

39	2	リクルートは、利用者に代わってドコモに対して売上情報を送付するものとします。なお、ドコモは、所定の処理が完了しなかった請求代金については、立替払又は債権譲受け（以下、合わせて「立替払等」といいます。）をしないものとします。	リクルートは、利用者に代わってドコモFGに対して売上情報を送付するものとします。なお、ドコモFGは、所定の処理が完了しなかった請求代金については、立替払又は債権譲受け（以下、合わせて「立替払等」といいます。）をしないものとします。
39	3	第1項に基づく立替払等は、売上情報がドコモに到達し、ドコモの所定の処理が完了した日（以下、「処理完了日」といいます。）に実行されるものとし、処理完了日に効力が発生するものとします。ただし、ドコモが別に認めた場合は、この限りではありません。	第1項に基づく立替払等は、売上情報がドコモに到達し、ドコモFGの所定の処理が完了した日（以下、「処理完了日」といいます。）に実行されるものとし、処理完了日に効力が発生するものとします。ただし、ドコモが別に認めた場合は、この限りではありません。
39	4	利用者は、請求代金に係る債権、ドコモに対する立替払請求権及びドコモに対する債権譲渡代金請求権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできないものとします。	利用者は、請求代金に係る債権、ドコモFGに対する立替払請求権及びドコモFGに対する債権譲渡代金請求権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできないものとします。
39	5		なお、顧客がd払い残高からの支払い／d払い残高利用によりd払いを利用する場合、d払い残高の残高からドコモFGに対して支払われた時点をもって、顧客の利用者に対する請求代金に係る債務は消滅するものとし、利用者はこれに必要な権限をドコモFGに対して授与するものとします。
40	-	第40条（返品等）	第40条（返品等）
40	1	利用者は、顧客との合意や売買契約等の取消し等により商品等の返品があった場合には、当該商品等に係る取引の取消しを受け付け、リクルートは、ドコモ所定の方法にて取消しの対象たる請求代金にかかる売上情報（以下、「取消情報」といいます。）をd払いの利用日から90日以内に利用者に代わってドコモに対して送付するものとし、当該請求代金は立替払等の対象外とします。	利用者は、顧客との合意や売買契約等の取消し等により商品等の返品があった場合には、当該商品等に係る取引の取消しを受け付け、リクルートは、ドコモFG所定の方法にて取消しの対象たる請求代金にかかる売上情報（以下、「取消情報」といいます。）をd払いの利用日から90日以内に利用者に代わってドコモFGに対して送付するものとし、当該請求代金は立替払等の対象外とします。
40	2	利用者は、前項により立替払等の対象外とした請求代金にかかる立替金等を受領している場合、当該立替金等を直ちに、リクルートの選択に従い、リクルート又はドコモに返還するものとします。ただし、この場合においてリクルート又はドコモは、翌月以降の利用に対する立替金等から当該取消しにかかる立替金等を差し引くことができるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。	利用者は、前項により立替払等の対象外とした請求代金にかかる立替金等を受領している場合、当該立替金等を直ちに、リクルートの選択に従い、リクルート又はドコモFGに返還するものとします。ただし、この場合においてリクルート又はドコモFGは、翌月以降の利用に対する立替金等から当該取消しにかかる立替金等を差し引くことができるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。
41	-	第41条（商品の所有権）	第41条（商品の所有権）
41	1	d払いを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替金等がドコモから利用者に立替払されたときにドコモに移転するものとします。ただし、前条第1項に従って取消情報がドコモに送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、利用者がリクルートを通じて当該立替金等をドコモに返還したときに、利用者に戻るものとします。	d払いを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替金等がドコモFGから利用者に立替払されたときにドコモFGに移転するものとします（電話料金合算払いからの支払いの場合はドコモFGのほかドコモ、請求事業者又はクレジットカード会社に移転することがあります。また、dカード以外のクレジットカードからの支払いの場合は提携クレジットカード会社に移転します。）。ただし、前条第1項に従って取消情報がドコモFGに送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、利用者がリクルートを通じて当該立替金等をドコモFGに返還したときに、利用者に戻るものとします。
41	2	商品の所有権が利用者に属する場合でも、ドコモが必要と認めるときは、利用者に代わって商品を回収することができます。	商品の所有権が利用者に属する場合でも、ドコモFGが必要と認めるときは、利用者に代わって商品を回収することができます。
42	-	第42条（請求代金の立替払等の解除等）	第42条（請求代金の立替払等の解除等）
42	1	ドコモは、立替払等の対象として確定した請求代金について、以下の事由が生じた場合にはこれを立替払等の対象外とすることができるものとします。	ドコモFGは、立替払等の対象として確定した請求代金について、以下の事由が生じた場合にはこれを立替払等の対象外とすることができるものとします。
42	1	(3)ドコモの承認を得ずd払いを利用して商品等の販売又は提供を行ったとき	(3)ドコモFGの承認を得ずd払いを利用して商品等の販売又は提供を行ったとき

42	1	(4)顧客より自己の利用によるものではない旨の申出がドコモに対してなされたとき	(4)顧客より自己の利用によるものではない旨の申出がドコモEFGに対してなされたとき
42	1	(5)顧客より利用者に対する抗弁をドコモに対して主張されたとき	(5)顧客より利用者に対する抗弁をドコモEFGに対して主張されたとき
42	1	(7)顧客との紛議が解決されないとき	(7)顧客との紛争等が解決されないとき
42	1	(8)請求代金に係る債権又はドコモに対する立替払請求権を第三者に譲渡したとき	(8)請求代金に係る債権又はドコモEFGに対する立替払請求権を第三者に譲渡したとき
42	1	(9)提携会社が、正当な理由によりドコモからの請求代金債権の譲渡につき拒否もしくは異議を唱えたとき	(9)提携会社が、正当な理由によりドコモEFGからの請求代金債権の譲渡につき拒否もしくは異議を唱えたとき
42	2	ドコモは、立替払等の対象として確定した請求代金について、前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、調査が完了するまで立替金等の支払いを留保できるものとし、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。調査開始日から30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該請求代金を立替払等の対象外とすることができるものとします。この場合、利用者は、ドコモの調査に協力するものとします。	ドコモEFGは、立替払等の対象として確定した請求代金について、前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、調査が完了するまで立替金等の支払いを留保できるものとし、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。調査開始日から30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該請求代金を立替払等の対象外とすることができるものとします。この場合、利用者は、ドコモEFGの調査に協力するものとします。
42	3	第1項各号及び前項のいずれかに該当した場合、ドコモは利用者の代理人であるリクルートに対して、当該売上情報に取消表示をして返却します。また、その立替金等が支払い済みの場合には、利用者は、第40条（返品等）第2項の定めに従い、当該立替金等を返還するものとします。	第1項各号及び前項のいずれかに該当した場合、ドコモEFGは利用者の代理人であるリクルートに対して、当該売上情報に取消表示をして返却します。また、その立替金等が支払い済みの場合には、利用者は、第40条（返品等）第2項の定めに従い、当該立替金等を返還するものとします。
43	-	第43条（差押えの場合）	第43条（差押えの場合）
43	1	利用者がドコモに対して保有する立替金等の請求債権について、差押え、滞納処分等があった場合、ドコモは、所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続きによる限り、利用者に対して、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。	利用者がドコモEFGに対して保有する立替金等の請求債権について、差押え、滞納処分等があった場合、ドコモEFGは、所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続きによる限り、利用者に対して、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。
44	-	第44条（相殺）	第44条（相殺）
44	1	ドコモは、利用者に支払義務を負う立替金等とドコモが利用者に対して有する支払い期日の到来した債権をいつでも相殺することができるものとします。	ドコモEFGは、利用者に支払義務を負う立替金等とドコモが利用者に対して有する支払い期日の到来した債権をいつでも相殺することができるものとします。
45	-	第45条（端数処理）	第45条（端数処理）
45	1	ドコモは、立替金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。	ドコモEFGは、立替金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。
46	-	第46条（dポイント付与）	第46条（dポイント付与）
46	2	利用者は、ドコモとの間で別途 dポイント付与（キャンペーン）覚書を締結することにより、dポイント付与（請求代金額連動）の機能により付与されるdポイント（以下、「dポイント（請求代金額連動）」といいます。）とは別に、dポイント付与（キャンペーン）の機能を利用して、dポイントクラブ会員である顧客に対して、dポイントを付与することができるものとし（本項に基づき付与されるdポイントを以下、「dポイント（キャンペーン）」といいます。）、この場合におけるdポイント（キャンペーン）の付与に係る費用のドコモと利用者との間の負担割合及び精算方法、付与ポイント数の確定時期、請求代金の変更され又は売買契約等が取消された場合におけるdポイント（キャンペーン）に係るポイント付与処理等については、dポイント付与（キャンペーン）覚書の定めに従うものとします。	利用者は、ドコモEFG又はドコモとの間で別途 dポイント付与（キャンペーン）覚書を締結することにより、dポイント付与（請求代金額連動）の機能により付与されるdポイント（以下、「dポイント（請求代金額連動）」といいます。）とは別に、dポイント付与（キャンペーン）の機能を利用して、dポイントクラブ会員である顧客に対して、dポイントを付与することができるものとし（本項に基づき付与されるdポイントを以下、「dポイント（キャンペーン）」といいます。）、この場合におけるdポイント（キャンペーン）の付与に係る費用のドコモEFG又はドコモと利用者との間の負担割合及び精算方法、付与ポイント数の確定時期、請求代金の変更され又は売買契約等が取消された場合におけるdポイント（キャンペーン）に係るポイント付与処理等については、dポイント付与（キャンペーン）覚書の定めに従うものとします。

46	3	利用者は、ドコモがdポイントクラブ会員である顧客に対して付与するdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）は、請求代金に相当する金額を取引価額として提供される景品であることを確認し、商品等の販売又は提供にあたり、利用者が提供主体となって別途の景品類の提供等を行う場合には、その景品類の額の決定等に際して、ドコモによるdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）の付与分を考慮する等、不当景品類及び不当表示防止法並びに公正取引委員会告示その他の法令等（利用者の属する業界にて公正競争規約等の個別規制を設けている場合はこれらの公正競争規約等を含み、総称して以下「景品等規制」といいます。）に違反しない範囲でこれを提供等するものとします（利用者がd払いを利用して販売又は提供する商品等以外について実施する一般懸賞施策との重複当選又は総付景品施策との景品類の重複提供を含みます）。	利用者は、 ドコモ がdポイントクラブ会員である顧客に対して付与するdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）は、請求代金に相当する金額を取引価額として提供される景品であることを確認し、商品等の販売又は提供にあたり、利用者が提供主体となって別途の景品類の提供等を行う場合には、その景品類の額の決定等に際して、 ドコモ によるdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）の付与分を考慮する等、不当景品類及び不当表示防止法並びに公正取引委員会告示その他の法令等（利用者の属する業界にて公正競争規約等の個別規制を設けている場合はこれらの公正競争規約等を含み、総称して以下「景品等規制」といいます。）に違反しない範囲でこれを提供等するものとします（利用者がd払いを利用して販売又は提供する商品等以外について実施する一般懸賞施策との重複当選又は総付景品施策との景品類の重複提供を含みます）。
46	4	利用者は、商品等以外について実施する一般懸賞施策又は総付景品施策等の景品類としてdポイントを付与することを希望する場合には、別途ドコモとの間で当該 dポイントの付与に関する提携契約を締結するものとします。	利用者は、商品等以外について実施する一般懸賞施策又は総付景品施策等の景品類としてdポイントを付与することを希望する場合には、別途 ドコモFG又はドコモ との間で当該 dポイントの付与に関する提携契約を締結するものとします。
46	5	利用者は、前四項に基づくdポイントの付与とは別に、ドコモが自己の裁量において、dポイントクラブ会員規約に基づき、dポイントクラブ会員である顧客に対してdポイントを付与する場合がありますことあらかじめ承諾するものとします。	利用者は、前四項に基づくdポイントの付与とは別に、 ドコモFG又はドコモ が自己の裁量において、dポイントクラブ会員規約に基づき、dポイントクラブ会員である顧客に対してdポイントを付与する場合がありますことあらかじめ承諾するものとします。
47	-	第47条（dポイント付与の取消等）	第47条（dポイント付与の取消 し 等）
47	1	前条の規定にかかわらず、ドコモは、次の各号の一に該当する場合、利用者への事前の通知なく顧客に対してdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）を付与せず、又は付与したdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）を取り消すことができるものとします。	前条の規定にかかわらず、 ドコモFG又はドコモ は、次の各号の一に該当する場合、利用者への事前の通知なく顧客に対してdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）を付与せず、又は付与したdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）を取り消すことができるものとします。
47	1	(1)顧客がドコモが別に定める各種規約に違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合	(1)顧客が ドコモFG又はドコモ が別に定める各種規約に違反した場合又は違反するおそれがあると ドコモFG又はドコモ が判断したとき
47	1	(2)顧客によるd払いを利用した取引に不正な行為が含まれる又は含まれるおそれがあるとドコモが判断した場合	(2)顧客によるd払いを利用した取引に不正な行為が含まれる又は含まれるおそれがあると ドコモFG又はドコモ が判断した場合
47	1	(3)商品等がdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）の付与の対象外となる商品又は役務であるとドコモが判断した場合	(3)商品等がdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）の付与の対象外となる商品又は役務であると ドコモFG又はドコモ が判断した場合
47	1	(4)利用者が加盟店契約等のために違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合	(4)利用者が加盟店契約等のために違反した場合又は違反するおそれがあると ドコモFG又はドコモ が判断したとき。
47	1	(5)利用者が景品等規制、特定商取引に関する法律その他の関連法令に違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合（ただし、ドコモが当該違反又は違反のおそれの有無を判断する責任を負うものではありません）	(5)利用者が景品等規制、特定商取引に関する法律その他の関連法令に違反した とき 又は違反するおそれがあると ドコモFG又はドコモ が判断したとき（ただし、 ドコモFG又はドコモ が当該違反又は違反のおそれの有無を判断する責任を負うものではありません）
47	1	(6)その他ドコモが必要と判断した場合	(6)その他 ドコモFG又はドコモ が必要と判断した とき 。
47	2	前条の規定にかかわらず、ドコモは、利用者と顧客との間の売買契約等が解除された場合、当該売買契約等に係る請求代金の金額に連動して付与されたdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）をサービスガイドライン及びdポイント付与（キャンペーン） 覚書に従い取り消すことができるものとします。	前条の規定にかかわらず、 ドコモFG又はドコモ は、利用者と顧客との間の売買契約等が解除された場合、当該売買契約等に係る請求代金の金額に連動して付与されたdポイント（請求代金額連動）及びdポイント（キャンペーン）をサービスガイドライン及びdポイント付与（キャンペーン） 覚書に従い取り消すことができるものとします。
48	-	第48条（加盟店契約終了時等の措置）	第48条（加盟店契約終了時等の措置）

48	1	ドコモと利用者間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合又は本章に基づく提供中止若しくは提供停止がなされた場合でも、ドコモは、終了、中止、停止の前にd払いの利用により生じた請求代金について利用者に対する立替払等を行うことができるものとします。ただし、ドコモが立替払等をしないことをリクルートに通知した場合は、この限りではありません。	ドコモEFGと利用者間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合又は本章に基づく提供中止若しくは提供停止がなされた場合でも、ドコモEFGは、終了、中止、停止の前にd払いの利用により生じた請求代金について利用者に対する立替払等を行うことができるものとします。ただし、ドコモが立替払等をしないことをリクルートに通知した場合は、この限りではありません。
48	3	ドコモと利用者間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合でも、第31条（商品等の保証）第3項乃至第5項、第33条（顧客との売買契約等の締結）、第36条（苦情対応）、第37条（取引データの保持）、第38条（売上情報の送信）第4項、第42条（請求代金の立替払等の解除等）、第44条（相殺）、本条（加盟店契約終了時等の措置）、第49条（損害賠償）及び第50条（免責）の規定は効力を有するものとします。	ドコモEFGと利用者間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合でも、第31条（商品等の保証）第3項乃至第5項、第33条（顧客との売買契約等の締結）、第36条（苦情対応）、第37条（取引データの保持）、第38条（売上情報の送信）第4項、第42条（請求代金の立替払等の解除等）、第44条（相殺）、本条（加盟店契約終了時等の措置）、第49条（損害賠償）及び第50条（免責）の規定は効力を有するものとします。
49	-	第49条（損害賠償）	第49条（損害賠償）
49	1	利用者は、加盟店契約の違反、その他d払い利用に関連して、リクルート、ドコモ又は第三者に損害を及ぼした場合、リクルート、ドコモ又は第三者に対し損害を賠償するものとします。なお、損害には、提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織の規則等により直接又は間接的にドコモが負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします。）等を含むものとします。	利用者は、加盟店契約の違反、その他d払い利用に関連して、リクルート、ドコモEFG又は第三者(ドコモを含みます。)に損害を及ぼした場合、リクルート、ドコモEFG又は第三者に対し損害を賠償するものとします。なお、損害には、提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織の規則等により直接又は間接的にドコモEFGが負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします。）等を含むものとします。
50	-	第50条（免責）	第50条（免責）
50	1	ドコモ及びリクルートは、故意又は重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、d払いに関して利用者が生じる損害について一切の責任を負わないものとします。	ドコモEFG及びリクルートは、故意又は重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、d払いに関して利用者が生じる損害について一切の責任を負わないものとします。
51	-	第51条（加盟店名簿等への記載）	第51条（加盟店名簿等への記載）
51	1	利用者は、ドコモ及びその代理店が作成し公開するd払いの加盟店名簿等に利用者の名称、住所、連絡責任者、連絡電話番号、商品などを掲載することを承諾するものとします。	利用者は、ドコモEFG及びその代理店が作成し公開するd払いの加盟店名簿等に利用者の名称、住所、連絡責任者、連絡電話番号、商品などを掲載することを承諾するものとします。